

恒久的施設を有する非居住者が保有する特定管理株式の価値がなくなった場合の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

非居住者甲（日本人）は、海外現地法人勤務を命ぜられて、現在、海外に居住しているが、親から相続した事業的な規模の不動産を保有している。いわゆる恒久的施設に該当する不動産である。甲は、親から相続した上場株式も継続して保有していたが、このたび上場廃止となったようであるが、海外にいたため、売却の機会を逸してしまった。平成17年度税制改正で上場株式が無価値になった場合の救済策が導入されたようであるが、本件でも適用があるのか。

なお、当該株式は、株式市場の上場基準に抵触して上場廃止されたものの、現在まで、会社更生法等に基づく株式の消却は行われていない。

〔ポイント〕

平成17年度税制改正において、特定管理株式（上場株式等）に該当しなくなった場合の特例が創設されたので、本件について、次の項目に分けて検討する。

- 1 平成17年度税制改正の概要
- 2 制度創設の趣旨
- 3 特定管理株式の範囲
- 4 特定管理株式が株式としての価値を失ったこととされる事実
- 5 所得金額の計算

〔検討〕

1 平成17年度税制改正の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）について、特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたこととされ、一定の方法によって計算された金額を、株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除されることになった（措法37の10の2）。

この特例は、平成17年4月1日以後特定口座内保管上場株式等につき、上場株式等に該当しないこととなった場合について適用される。

2 制度創設の趣旨

個人の有する株式が無価値化した場合の損失は、所得の処分にあたるという考え方から、通常、税制上の損失として取り扱わないこととされている。そして、上場廃止となる場合に証券取引所が設定する一定の売却可能期間に譲渡することにより無価値化による損失の発生を回避し、譲渡損失を実現させ譲渡益から控除することが可能と考えられているが、一般の個人投資家は、株式市場の情報を常に網羅的に把握しているわけではなく、場合によっては、譲渡損失の実現の機会を逃す場合もある。

ハ 特定株式会社がその発行済株式の全部を無償で消却することを定めた会社更生法に規定したこと。

ロ 特定株式会社が破産手続開始の決定を受け別清算が終了したことという。

清算が終了したことは、通常清算又は特散は除かれる。)をし、その清算が終了した

株式会社」という。)が解散(合併による解散は除かれる。)をし、その清算が終了した

イ 特定管理株式を発行した会社(以下「特定管理株式会社」という。)が解散(合併による解散は除かれる。)をし、その清算が終了した

4 特定管理株式が株式としての価値を失ったこととされる事実

イ (措法37の11の3①)。

なお、特定口座内保管上場株式等とは、特定口座に保管の委託がされている上場株式等とい

いる株式については、本特例の適用はない。

の10の2)。したがって、一般口座で管理して

いる当該国内法人の株式とされている(措法37

続き特定管理口座において保管の委託がされて

場株式等に該当しないこととなった日以後引き

しないこととなった国内法人の株式につき、上

特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当

この特例の適用対象となる特定管理株式は、

この特例の適用対象となる特定管理株式は、

この特例の適用対象となる特定管理株式は、

損失が発生したこととはならない。

が株式としての価値を失ったこととされる事実

されただけでは、上場株式等(特定管理株式)

いても適用があるが、本件のように上場を廃止

本特例は、恒久的施設を有する非居住者につ

6 まとめ

うこととされている(措法25の8の2④)。

所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

金額と、その特定管理株式以外の株式等の事業

特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による

事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の

金額と、その特定管理株式以外の株式等の事業

所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

とを区分して、これらの所得の金額の計算を行

うこととされている(措法25の8の2④)。

5 所得金額の計算

本特例は、居住者等が特定管理口座に保管の

委託がされている特定管理株式の譲渡をした場

合には、それぞれの特定管理口座ごとに、その

特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による

事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の

金額と、その特定管理株式以外の株式等の事業

所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額

とを区分して、これらの所得の金額の計算を行

うこととされている(措法25の8の2④)。

3 特定管理株式の範囲

株式等の譲渡損失とみなす特例が創設された。

価値化により損失が発生した場合には、これを

株式について、発行会社の清算終了等による無

あることを踏まえ、特定口座で管理されていた

性を確認できるよう適正な執行の担保が必要で

境を整備する観点から、株主や取得価額の真正

利便性の向上に配慮し、株式投資を促進する環

という政策的要請の下、こうした一般投資家の

平成17年度税制改正では、「貯蓄から投資へ」